

令和7年7月第7回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日（木）

午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員（41人）

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己

13番 武村一夫 14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫

17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 27番 上田房次郎 28番 太安隆文

29番 白石壽平 30番 根本 章 32番 長尾 修 34番 高谷明弘

36番 浅田光明 37番 戸田典宏 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 清水 晃

4. 欠席委員（4人）

推進委員 26番 松下 功 31番 田中秀樹 33番 二宗貴志 38番 各務和裕

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第6 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

日程第7 報告第14号 農地法第4条の規定による許可の取り止めについて
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

主事 福井悠大 福田有子

7. 会議の概要

(午前 10 時 00 分 開会)

事務局長

おはようございます。

ただいまから令和 7 年 7 月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

会 長

皆さんおはようございます。

6 月の終わりには、もう梅雨が明けたという今年でございます。

連日、猛暑が続いております。皆さん、大変な目をされているんだろうというふうに思います。今日は出席いただきまして大変ありがとうございます。この暑さでございます、我々の生活にとって非常に大きな影響を与えているというふうに思います。それが第一だろうと思いますけど、我々農業者としては農産物が非常に心配なところがございます。去年も非常に猛暑で厳しかった年でありましたけど、またそれに輪をかけたような今年になるんじゃないかという心配もございます。昨年は年を明けても、まだ影響が出たというような状態でございました。皆さん、農産物には気をつけられているというふうに思いますけど、何とか工夫を凝らした対応をしていただければというふうに思います。

選挙のほうも参議院選挙が行われている最中でございます。今年は米問題等もありまして農業関係の公約といえますか、あれも大きく各党から取り上げられているというところでございます。連日、消費者に売られる米の値段はずっと下がってはいるというところでございますけど、我々生産者としては販売するときには米の値段はしっかりと吟味するんですけど、なかなか売られる立場といたしましてはなかなか見る機会も、あまり私の場合はないんで、これほど高くなっているというのは実感ではなかなか湧かなかったんですけど、そういう流通の経過があるんだろうというふうに思います。何とかこの打開をしていかなければならないということで、各党いろいろな提案をされているというところでございます。何とか消費者の方々にも今の農業の現状というものを分かっていたかなければならないと思いますし、このまま行ったら農業者が本当に減ってしまうという心配がございます。皆さん、農地パトロールもしていただいております。そこら辺は十分承知していると思いますけど、一般の方々にこの現状を理解していただく中で国の政策をしっかり吟味していただいで出していきたいというふうに思います。我々も今後活動が続けていくわけですけど、何とかいい方向に向かうようにと願っております。それでは、暑い夏が続くと思いますけど、体に気をつけて頑張っ

ていきましょう。大変今日はありがとうございます。よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、総会のほうに入らせていただきます。

本日の出席委員の方は全員でございます。欠席者はいらっしゃいませんので、ただいまの出席委員は19名中19名でございます。定足数に達しておりますので、7月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よりお願いいたします。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

それでは、議事録署名委員は13番、 委員、14番、
 委員を指名いたします。

日程2、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主事

議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページ目をお開きください。

本日審議していただく案件は11件としておりましたが、番号8が7月7日に申請人から取下げの申出があり取下げとなりましたので、本日審議していただく案件は10件となります。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外、北房の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆526㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よりお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長、22番です。

議 長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 番号1につきましては、6月13日、譲渡人から報告を受け、6月30日に現地確認と譲受人から話を伺いました。譲渡人の一人は県外に住んでおり、またもう一人は市内に住んでおりますが、こちらが高齢のため、もう作物を作ることができないということで、近くに住んでおりますめいに無償で譲渡することにしました。譲受人は兼業農家でありますので、手のかからない果樹を植えることにしました。ほかに田畑もあり、休日は作業しており、転売等のことはありません。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆624㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 2番です。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 第2番の事項なんですけど、これは譲渡人は譲受人の母親で、高齢のため農作業もできなくなっておりますし、それからずっと続けて譲受人が管理してきた土地であります。そして、譲受人は当該地を含めて現在2筆、2反の水田の栽培を行っております。機械としてはトラクターや田植機を持っておって、今後とも継続して農作業に従事することができると考えられます。また、農地法第3条第2項に関する基準に抵触するものではありません。7月5日に現地確認と状況の聞き取りをしております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆3,174㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 この案件につきましては、6月30日に現地で譲受人と私の2人で申請内容の確認を行いました。譲渡人4名につきましては県外在住であるということで、譲渡人の長男の長女の方に翌日、7月1日に電話で確認を行いまして、申請内容については問題ないということを確認しております。所有権移転の理由としては、両者が近所同士だということで、譲渡人の方、4名の方は長らく県外在住ということで家の方も空いているということです。譲受人につきましても、県外から家族で真庭に住居を構えることになり、平成29年に新築する際に譲渡人の土地の提供を受けており、この時期から譲受人に土地の管理を依頼されているというような内容でした。具体的には、本年3月に譲渡人の長男及び長女の方と当該農地の管理を正式に頼まれ、今回の申請に至っております。耕作状況につきましても、譲受人は令和元年から現住居に住んでおり、家族構成も本人、妻、義母、長男、長女の5人暮らしであります。譲受人の兄の所有するトラクター等の農業機械も利用できる状態にありますが、当該農地の耕作は作業委託で水稻の作付をしております。今後についても、このような形で水稻を作付するということですので特に問題ないと思います。以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、久世の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、畑1筆549㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号4について報告します。

去る6月28日、譲渡人と電話で、7月3日、現地確認いたしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は地区外に住んでおり、長年にわたり譲受人の父親に耕作を依頼しており、父親が現在ブドウを栽培しております。今後譲渡人は耕作の意思がなく、譲受人の父親、譲受人と相談、今回権利移転の話がまとまっ

たものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在市外に住んでおりますが、父親が長年ブドウを栽培しておる中で手伝いもしており、権利移転後も繁忙期などは親子で作業をしていくとのことでした。その他特に指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号 5、番号 6 については関連する内容ですので事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 5 でございますが、番号 6 と関連した申請ですので一括して説明いたします。

譲渡人、譲受人はともに落合の方になります。番号 5 は、申請農地、田 3 筆 3, 204㎡を、売買によります所有権移転の申請、番号 6 は、田 4 筆 2, 223㎡を、贈与による所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28 番推進委員 議長。

議 長 はい、28 番推進委員。

28 番推進委員 28 番です。

5 番と 6 番はまとめて報告させていただきます。

6 月 28 日に譲渡人、譲受人と現地立会い、話を聞きました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は主人を亡くし耕作が難しくなり、譲受人に耕作を現在依頼しておりますが、譲渡人は将来耕作はできないと判断し、今回権利移転の話がまとまりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は数年前、不動産会社を通して空き家に移住してきており、夫婦 2 人で新規営農に積極的に取り組んでおります。現在は白桃、ブドウ、水稻を作付しております。農機具はトラクター、草刈り機などを所有しており、田植機は譲渡人のを借りてやっておるという現状であります。将来は自分で購入するということでした。その他特に指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号 7 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の 2 ページ目をお開きください。

番号 7 でございますが、北房の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田 2 筆 1, 933㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。
7番について報告します。
これも去る6月28日、譲受人から話を聞きました。譲受人は譲渡人と利用権設定をして白桃を栽培しておりましたが、譲渡人が将来耕作する意思がないため、今回権利移転の話がまとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、先ほど5番、6番で言いましたように譲受人は空き家に移住して夫婦2人で積極的に営農に取り組んでおります。その他特に指摘事項はありません。よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号8は取下げとなりましたので、続きまして番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、湯原の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田1筆2,097㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんが欠席されておりますので4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 議長。

議 長 はい、4番委員。

4番委員 4番です。
体調不良で担当推進委員が欠席しておりますので代読させていただきます。
本件につきましては、7月2日に譲受人、譲渡人双方立会いの下、現地調査及び聞き取り調査を行いました。譲渡人は昨年住宅を購入して移住してきましたが、農地を含むということが条件とされたため、仕方なく農地を含めて購入いたしましたが、公務員という仕事柄、管理をするのが難しくなり、このたび近くに住む方と話をしたところ、快く了解いただき権利移転するものです。譲受人世帯員の耕作状況等ですが、世帯は父親、母親、妻、本人の4人暮らしで、水稻、切り花、シャインマスカット等、農業専門で生活されております。申請農地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。
以上です。

議 長 ありがとうございます。

 続きまして、番号 10 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 10 でございますが、勝山の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田 3 筆 2, 785㎡、畑 2 筆 709㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、39 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

39 番推進委員 議長。

議 長 はい、39 番推進委員。

39 番推進委員 39 番です。

 権利移転する事由の詳細なんですが、譲渡人とは 7 月 7 日に電話で、譲受人とは 7 月 8 日、現地確認しながら話を聞きました。譲受人がこの春に移住してきたんですが、家の裏の納屋が倒壊しそうなということで、その持ち主を探して、不動産会社を仲介していたんですが、譲渡人のほうももう実家が空き家となっており農地を耕作することもできないことから、その家を含めて農地も手放すということで話がまとまり、この申請になりました。それで、譲受人はこの春に移住してきて、長年耕作放棄地だったために刈取りに苦慮されておりますが、重機などを新しく購入して開墾に向けて頑張っておられますのでご審議方よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

 それでは、番号 11 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 11 でございますが、勝山の譲渡人、遺言執行者が、川上の譲受人に、申請農地、田 5 筆 6, 231㎡を、遺贈によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、46 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

46 番推進委員 議長。

議 長 はい、46 番推進委員。

46 番推進委員 46 番です。

 番号 11 について、6 月 29 日、譲受人 2 人と現地調査及び確認をしました。亡き譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人には家族がいないため、遺言で兄弟に譲るということでした。以前より農作業は委託していますが、草刈りなど農地管理はしています。

以上のとおり問題ないと思われますので、よろしくお願いします。その他指摘事項もございません。審議方よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 3、議案第 3 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主幹

失礼いたします。議案第 3 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は 2 件でございます。

3 ページをお開きください。

番号 1 でございます。

本案件は追認案件となっております。

申請人（落合）は、平成 2 8 年 4 月に申請農地、畑 2 筆、合計 6, 5 8 3 m²のうち 1, 1 4 5 m²に営農型太陽光発電施設を設置し、支柱部分 0. 6 m²につきまして、令和 3 年 1 0 月 1 6 日から令和 6 年 1 0 月 1 5 日までの期間で一時転用許可を受け、営農型太陽光発電施設の下部でシイタケやミョウガなどの作物の栽培をしております。既に一時転用期間が満了となっておりますが、今後も引き続き農地の有効活用を図るため、一時転用期間の更新について追認による許可を申請するものです。申請人は失念により

一時転用期間延長のための農地法の許可を受けておらず、今後このようなことがないように深く反省しており、てんまつ書を提出しております。設備の概要につきましては、平成28年度の当初申請時点から変更はありませんが、今後は下部で栽培していたミョウガをより収量の安定するシイタケに変更することとしております。農地区分は、1種農地と判断されます。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等施設設置に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号1について説明します。

今月、7月5日、現地確認、申請人より話を聞きました。本案件は、太陽光発電施設営農型として許可を受け、太陽光発電パネルの下部に業者に依頼して、長年にわたりミョウガなどを栽培してきましたが、今回依頼していた業者との契約が終了したため、今後申請人がシイタケの栽培を行うための申請であります。申請地の位置ですが、広域農道、木山街道、日野上、XXXXXXXXXXよりXXXXXXXXXX方面へ約500mほど入ったところにあります。周囲の状況ですが、周囲は山と道路に囲まれております。周辺農地への影響ですが、山と道路に囲まれているため、他の農地には影響はないと思われます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人（湯原）は、所有する墓地に進入する道路の幅員が狭小であることや車を駐車しておくスペースがなく不便であることから、申請農地、田1筆1,547㎡のうち325㎡を道路用地とするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、申請人と申請人の墓地に隣接する墓地の所有者が自力で実施するため、発生する費用はXXXXXXとなっております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図、土地造成に関する書類一式が添付されております。申

請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく
お願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さん
が欠席されておりますので4番委員さんから説明をお願いいたし
ます。

4番委員 議長。

議 長 はい、4番委員。

4番委員 4番です。

議案第32号、2番につきましては、去る7月2日に申請人立会
いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細で
すが、申請人の墓地が住宅より離れたところにあり、いところで管
理しているという状況がありました。また、裏山が急傾斜地に指
定されており、その関係もあり、このたび墓地と進入路を兼ねま
して1,547㎡のうち325㎡が必要で、道路用地として転用
するものでございます。申請地の位置等ですが、申請地は自宅か
ら南方向に約40m、県道湯原美甘線沿いに位置しております。
周囲の状況ですが、東が県道、西が山林、南が水田、そして北が
自宅になります。周辺農地への影響はございません。その他指摘
事項もございません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせ
ていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ご
ざいせんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請書の
審議については、原案のとおり可決されました。

日程4、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の
審議についてを議題といたします。

事務局主幹 番号1について事務局より説明をお願いいたします。

議長。 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は1件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、不動産業を営んでおり、以前から申請地周辺で建て売り住宅用地を探していたところ、このたび譲渡人（落合）の3名と売買の話がまとまったことから、申請農地、田6筆、合計2,875㎡を譲り受け、建て売り住宅8棟、カーポート1棟を建築するため、転用申請するものです。申請地は、1種農地と判断されます。なお、備考欄に記載しておりますとおり、農振農用地区域からの除外手続は完了しております。各区画の建蔽率は24.2%から29.8%となっており、問題ないと判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円となっており、それぞれ残高証明、金融機関の融資証明により資金の確認ができております。添付書類といたしまして、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成及び建築に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番です。

本件につきまして、6月28日に現地におきまして譲渡人2名、それとその主人、それと譲受人、と私の5名で現地確認を行いました。まず、所有権移転の理由としては、譲渡人3名いずれも後継者の問題や自身の体力面、年齢を考えており、農地をどうするかというようなことを考えていたと。5年ほど前に知り合いの不動産会社の知人と相談する中で、この3名の譲渡人の農地を含め、今回の申請に至りました。また、申請人からこの内容を確認しまして、今回3名の申請農地につきましては2反8畝程度、住宅用地として8区画の住宅建設を考えているということです。申請が認められれば、この秋から工事を行うとの説明を受けており

ます。申請地の位置は、[]から市道[]線、市道[]線の交差する位置のやや東側に位置しますが、こうした位置にございます。それから、周囲の状況につきましては、東に住宅、また農地、それから西に住宅、南に水路、住居、それから北に水路、農地という状況にございますが、周辺の農地等に影響というのは特にはないと思います。こういった内容を確認しておりますので、審議方よろしく願いいたします。よろしく願いします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第34号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主事

議案第34号について、7ページをご覧ください。

議案第34号、農用地利用集積等促進計画の公告について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による賃貸借権設定を同時に行うもので、田12筆が賃貸借権設定されるものでございます。案といたしまして、令和7年8月8日付で公告の予定でございます。内容については全件とも問題ないものと考え

えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
 それでは、これより質疑に入ります。
 質問のある方は挙手をお願いいたします。
 質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。
 これをもって質疑を打ち切ります。
 これより議案第３４号を採決いたします。
 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
 よって、議案第３４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。
 続きまして、日程６、報告第１３号、農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程７、報告第１４号、農地法第４条の規定による許可の取り止めについてを議題といたします。
 事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 報告第１３号についてご説明いたします。
 ９ページをお開きください。
 報告第１３号、農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の８件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。
 続いて、１１ページをお開きください。
 報告第１４号、農地法第４条の規定による許可の取り止めについては、申請人からの申出により、次の１件がございました。添付書類等そろっておりますので受理いたしました。
 以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 報告第１３号、報告第１４号について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前 10 時 40 分 閉会)

